令和７年（フ）第１４１号
盛岡市前九年三丁目24番47号　燦202号、前住所盛岡市下ノ橋町２番25号
破産者　奥澤　光浩
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１５３号
盛岡市上田四丁目６番13号　ビラ・ウィスタリア102号、前住所岩手県奥州市胆沢南都田字午房谷地249番地５
破産者　伊藤　和也
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第４０号
茨城県水戸市泉町３丁目７番30－401号　ラ・フォンテーヌ
破産者　鈴木　　聡
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第６５号
茨城県那珂市豊喰106番地３
破産者　上金真由美
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第４５０号
愛知県一宮市北神明町４－44　レオパレスラ・フォーレ一宮103号室、開始決定時の住所岐阜市諏訪山２丁目26番５号
破産者　林　　学司
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１１５号
岐阜市香蘭２丁目59番地
破産者　木村　祐也
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第２６６５号
北海道北広島市稲穂町東１丁目１番地13　ＫＤハイツ５－202号
破産者　今　　優也
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第６８号
北海道旭川市永山９条２丁目５番９号
破産者　若松　茂博
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９７号
北海道天塩郡天塩町山手通３丁目36番地の３
破産者　本山　昇平
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１２３３号
仙台市太白区長町２丁目４番21－５号　ラピスラズリ103、従前の住所仙台市青葉区米ケ袋２丁目４番２－206号
破産者　植村　弥生
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６３号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目５番地　ビレッジハウス仙台鶴ケ谷二丁目16号棟404、従前の住所仙台市宮城野区萩野町２丁目11番地の１　加藤マンション304、仙台市若林区大和町４丁目10番７－301号
破産者　日野　智清
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１１号
仙台市泉区南光台３丁目18番13号　グランドール旭ケ丘206
破産者　高橋　　誠
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１５６号
仙台市太白区東郡山２丁目43番10号
破産者　庄司　勇人
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第８０号
栃木県栃木市大平町富田4022番地30　サンハイツ木島Ｂ105、前住所埼玉県越谷市蒲生寿町５番14号　エース蒲生寿町ビル501
破産者　岩﨑　啓太
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第５８号
栃木県栃木市藤岡町藤岡1344番地１　藤岡セントラルハイツ103
破産者　熊倉　　誠
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和７年（フ）第９５９号
埼玉県入間市大字新光244番地１　ラ・プリジアＢ201、前住所埼玉県飯能市大字双柳1053番地
破産者　幸　　宏樹
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部